

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

事業者名

No.	新規掲載	対象建設機械	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	保有の状況 (所有・リースの別)	リース契約期間	検査実施年月日
1		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
2		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
3		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
4		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
5		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
6		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
7		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
8		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
9		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
10		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
11		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
12		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
13		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
14		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	
15		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・ リース	～	

※「新規掲載」の欄は、前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入すること

※「対象建設機械」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「対象建設機械」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- | | |
|---|--|
| <p>①「ショベル系掘削機」は、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)</p> <p>②「ブルドーザー」は、自重。(自重3トン以上の機械が対象)</p> <p>④「モーターグレーダー」は、自重。(自重が5トン以上の機械が対象)</p> <p>⑥「ダンプ車」は、土砂等の運搬に供されるダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。</p> <p>⑧「解体用機械」は、ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧碎機・解体用つかみ機のうち該当するもの。</p> | <p>③「トラクターショベル」は、バケット容量。(バケット容量が0.4 m³以上の機械が対象)</p> <p>⑤「移動式クレーン」は、つり上げ荷重。(つり上げ荷重が3トン以上の機械が対象)</p> <p>⑦「締固め用機械」は、ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラーのうち該当するもの。</p> <p>⑨「高所作業車」は、作業床の高さ。(作業床の高さが2メートル以上の機械が対象)</p> |
|---|--|

※リース契約の対象建設機械で、審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められていない機械については、対象外とする。

(但し、契約書に自動更新の条項が含まれており、当該条項を適用して確実に1年7カ月以上の継続リースとなる機械は、対象とする。また、契約書に買取条項があり、確実に買い取りを行う機械については、対象とする。)

※工事現場単位ごとのスポット的なリース契約及び1台の建設機械を複数の業者と共有している機械などは、対象外とする。

記載例

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 令和4年 9月 30日

事業者名 (株)〇〇〇建設

No.	新規掲載	対象建設機械	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	保有の状況 (所有・リースの別)	リース契約期間	検査実施年月日
1		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	〇〇製作所	PY115A-26	02P115004M	3.89トン	所有・リース	～	
2	○	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	△△△工業	AKB10-38	03K1-68M	ダンプセミトレーラ	所有・リース	R2.4.1 ～ R7.3.31	
3	○	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	□□建機	YY-0000	9876543	ロードローラー	所有・リース	～	
4	○	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	○×自動車	XXX-AABB	☆☆ 建 1234	作業床高さ12m	所有・リース	～	
5		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
6		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
7		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
8		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
9		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
10		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
11		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
12		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
13		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
14		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
15		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	

該当する機械を○で囲むこと。

新規に掲載する機械に○を記入

特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証又は自動車検査証から「メーカー名」、「型式」及び「製造・車体番号」などを転記

・リース契約書のリース期間を転記
(基準日から1年7カ月以上あること。)

特定自主検査記録表等の「検査年月日」を転記

「ダンプ車」にあつては、「ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ」の別を記入

※「新規掲載」の欄は、前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入すること

※「対象建設機械」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「対象建設機械」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」は、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
- ②「ブルドーザー」は、自重。(自重3トン以上の機械が対象)
- ③「トラクターショベル」は、バケット容量。(バケット容量が0.4 m³以上の機械が対象)
- ④「モーターグレーダー」は、自重。(自重が5トン以上の機械が対象)
- ⑤「移動式クレーン」は、つり上げ荷重。(つり上げ荷重が3トン以上の機械が対象)
- ⑥「ダンプ車」は、土砂等の運搬に供されるダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。
- ⑦「締固め用機械」は、ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラーのうち該当するもの。
- ⑧「解体用機械」は、ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機のうち該当するもの。
- ⑨「高所作業車」は、作業床の高さ。(作業床の高さが2メートル以上の機械が対象)

※リース契約の対象建設機械で、審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められていない機械については、対象外とする。

(但し、契約書に自動更新の条項が含まれており、当該条項を適用して確実に1年7カ月以上の継続リースとなる機械は、対象とする。また、契約書に買取条項があり、確実に買い取りを行う機械については、対象とする。)

※工事現場単位ごとのスポット的なリース契約及び1台の建設機械を複数の業者と共有している機械などは、対象外とする。